

呉市教科用図書の採択に関する規程

制定 昭和60年5月23日 呉市教育委員会訓令第4号
呉市立小中学校
呉市立呉高等学校
呉市立義務教育学校

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）に基づき、呉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の行う教科用図書の採択（以下「採択」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 前条の趣旨に沿った採択を行うため、呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(小中学校及び義務教育学校の採択の方針及び手順)

第3条 採択に当たっては、無償措置法第13条第1項の規定によるほか、学習指導要領に基づき呉市の実状に即するよう考慮するとともに次の手順によるものとする。

- (1) 教育長は、選定委員会に、採択日程及び教科用図書選定の注意事項等を示す。
- (2) 教育長は、選定委員会に、教科用図書の選定の基となる資料（以下「総合所見」という。）の作成を指示する。
- (3) 選定委員会は、呉市教科用図書調査・研究委員（以下「調査・研究委員」という。）に、教科用図書の調査・研究を指示し、当該調査・研究委員から報告を受けた後、総合所見を作成し、教育長に提出する。
- (4) 教育長は、選定委員会の総合所見の提出を受けた後、教育委員会の会議に付議するため、当該会議を招集する。
- (5) 教育委員会の会議では、選定委員会の総合所見を基に教科用図書について審議し、採択を決定する。

(選定委員会の所掌事務)

第4条 選定委員会は、前条に規定する採択の方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書の調査・研究をするに当たっての観点を示す。

- 2 選定委員会は、調査・研究委員からの報告を基に、幅広い視野からの意見を取り入れ、全ての教科等において総合所見を作成し、教育長に提出する。

(選定委員会の委員)

第5条 選定委員会は、次項において定める委員をもって組織する。

- 2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育長が指名する。
 - (1) 呉市小学校長会長又は呉市立中学校長会長
 - (2) 呉市立小学校教育研究会又は呉市立中学校教育研究会に属する各教科の部会を代表する校長
 - (3) 呉市立小学校教育研究会又は呉市立中学校教育研究会に属する道徳部会を代表する校長
 - (4) 呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長

- 3 採択に直接の利害を有する者は、選定委員となることができない。

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第6条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(選定委員会の会議)

第7条 選定委員会の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、教育長が招集し、選定委員会の委員長がその議長となる。

2 会議は、選定委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(意見の聴取)

第8条 選定委員会は、教科用図書に関し、呉市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び学識経験者に会議への出席を求め、その意見を聴くものとする。

(調査・研究委員の所掌事務)

第9条 調査・研究委員は、第4条第1項の規定により選定委員会が示した観点に基づき、全ての教科用図書について専門的な視野から調査・研究を行い、選定委員会に報告するものとする。

(調査・研究委員)

第10条 調査・研究委員は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び講師のうちから、教育長が別に定める教科用図書の発行種目(以下「発行種目」という。)ごとに教育長が指名する。ただし、選定委員及び採択に直接の利害を有する者は、調査・研究委員となることができない。

2 調査・研究委員は、発行種目ごとに7名以内とする。

3 調査・研究委員は、発行種目ごとに、発行種目に応じた部会(以下「部会」という。)を組織し、部会ごとに代表者を定める。

(情報の公表)

第11条 教育委員会は、採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

2 次に掲げる事項について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

(1) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(2) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(3) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

(採択の期間)

第12条 同一の教科用図書を採択する期間は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第15条の規定に基づく期間とするものとする。

(校長の義務)

第13条 校長は、調査・研究委員が教科用図書の研究に十分取り組めるように努めなければならない。

(呉市立呉高等学校の採択の方針及び手順)

第14条 呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択については、別に定める。

(委任規定)

第15条 この規程に定めるもののほか、採択について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令達の日から施行し、昭和60年5月1日から適用する。

改正(平成10年4月1日)

改正(平成13年5月24日施行 平成13年4月1日適用)

改正(平成14年7月8日)

改正(平成17年5月25日)

改正(平成20年5月23日)

改正(平成26年5月16日)

改正(平成29年4月21日)

改正(平成31年4月26日)

改正(令和2年4月28日)

改正(令和5年4月27日)